

# 重傷者等療養環境特別室について

当院では、厚生労働省の施設基準に適合するものとして重症者等療養環境特別室を設置し、届出を行っております。

**【対象病室】 220号室 ・ 221号室**

当該病室は、重症度の高い患者様等に対し、適切な療養環境を提供することを目的とし、必要な設備及び体制を整備しております。

なお、当該病室の利用については、患者様の状態を踏まえ医師の判断により決定いたします。